

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年9月25日

【会社名】 セントラル警備保障株式会社

【英訳名】 CENTRAL SECURITY PATROLS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 鎌田伸一郎

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル

【電話番号】 03(3344)1711

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 古屋正仁

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル

【電話番号】 03(3344)1711

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 古屋正仁

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 278,300,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
横浜支社
（神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号
クイーンズタワーB）
千葉支社
（千葉県千葉市中央区新田町36番15号
千葉テックビル）
埼玉支社
（埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
大宮アネックス）
大阪事業部
（大阪府大阪市淀川区西中島一丁目11番16号
住友商事淀川ビル）
名古屋支社
（愛知県名古屋市中区丸の内三丁目5番10号
名古屋丸の内平和ビル）
神戸支社
（兵庫県神戸市中央区京町83番地
KDC神戸ビル）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	230,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成26年9月25日（木）開催の当社取締役会決議により行うものです。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法（以下、「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	230,000株	278,300,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	230,000株	278,300,000	-

- (注) 1. 自己株式処分の方法により第三者割当を行います。なお、発行価格の総額の全額を現物出資による方法で割当てます。
2. 発行数は、当社が処分する自己株式の総数です。
3. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分の方法により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
4. 金銭以外の財産を出資の目的としており、発行価額の総額と同額をその価額とする株式会社HOPE（以下、「HOPE社」といいます。）普通株式が当該財産となります。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,210	-	100株	平成26年10月20日（月）	-	平成26年10月20日（月）

- (注) 1. 自己株式処分の方法により第三者割当を行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分の方法により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 当社は、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われませんこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
セントラル警備保障株式会社 本社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 上記(1)「募集の方法」(注)4.に記載の通り、金銭以外の財産を出資の目的とする現物出資による方法で割当てますので、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

本自己株式処分は、HOPE社普通株式を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はないため、該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

氏名	竹花 長雅
住所	長野県佐久市
職業の内容	株式会社HOPE 代表取締役

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成26年9月25日(木)現在におけるものです。

c. 割当予定先の選定理由

HOPE社は、長野県内を中心に主に機械警備による警備保障サービス、防災サービス及びデータセンターサービスを展開する長野県パトロール株式会社(以下、「NP社」といいます。)、長野県内を中心に主に交通誘導警備及び施設警備による警備保障サービスを展開する長野県交通警備株式会社(以下、「NK社」といいます。)及び長野県内外において警備機器や福祉機器を販売する株式会社レオン(以下、NP社、NK社及び株式会社レオンを併せて「HOPE子会社3社」といいます。)の持株会社であります。

当社は、2年後の創業50周年を視野にいれた中期経営計画「CSPパワフル50計画」を展開しており、筋肉質で競争力のあるパワフルな企業を目指しております。HOPE子会社3社は、長野県に強い基盤を保有し、近年では、新規事業としてデータセンターサービスを立ち上げており、一方、当社は主たる営業圏としている関東エリアを中心に業績拡大を模索しているところ、両社で機械警備を主軸とした拡大方針が合致し、また、データセンターサービスにおいても両社の協業による事業拡大が見込めることから、HOPE子会社3社を当社グループに加えるべく、HOPE社の51.0%の株式を取得する株式譲渡契約書を締結し子会社化することになりました。

本自己株式処分は、HOPE社の株式取得(子会社化)の一環として実施するものであり、HOPE社の代表取締役を務める竹花長雅氏に当社株式を保有いただくことが、当社及びHOPE社の長期的な企業価値向上に資するものと判断し、竹花長雅氏を処分予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 230,000株

e. 株式等の保有方針

当社は、竹花長雅氏が、本自己株式処分により取得した当社株式について、取得後中長期的に継続して保有する意向であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先との間で、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡する場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

現物出資による自己株式処分の方法によるため、該当事項はありません。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の竹花長雅氏が暴力団、暴力団員、又はこれらに準ずるもの（以下、「暴力団等」といいます。）である事実、割当予定先が意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことについて契約書を交わしており、当社が知りうる範囲において、割当予定先は反社会的勢力とは一切関係ないと判断しております。

なお、当社は、東京証券取引所に割当予定先が暴力団等との関係を有しない旨の確認書を提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本自己株式処分の払込金額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日（以下、「本取締役会決議日」という。）の前営業日である平成26年9月24日における東京証券取引所における当社株式の終値1,222円を勘案し、1,210円といたしました。

当該払込金額1,210円は、本取締役会決議日の直前営業日（平成26年9月24日）の当社普通株式の終値である1,222円に対して1.0%のディスカウント、同直近1ヶ月間（平成26年8月25日乃至平成26年9月24日）の終値単純平均値である1,202円（円未満切り捨て）に対しては0.7%のプレミアム、同直前3ヶ月間（平成26年6月25日乃至平成26年9月24日）の終値単純平均値である1,163円（円未満切り捨て）に対しては4.0%のプレミアム、及び同直前6ヶ月間（平成26年3月25日乃至平成26年9月24日）の終値の平均値である1,096円（円未満切り捨て）に対しては10.4%のプレミアムとなっており、当社としては特に有利な処分金額には該当しないものと判断しております。

また、当該払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）の要請を踏まえたものであることから、当社としては当該払込金額は合理性があるものと考えております。

なお、本自己株式処分の払込金額について、取締役会に出席した取締役8名全員及び監査役4名全員（うち社外監査役3名）より、かかる処分価格は、直近の業績が市場評価に客観的に反映されたものであること、また、H O P E 社株式取得価額も必要かつ適切な手続を経た合理的なものであることを総合的に勘案して、割当予定先に特に有利ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る処分株式の合計は、230,000株（議決権数2,300個であり、本日時点の当社発行済株式総数14,816,692株に対して1.6%、当社議決権総数143,190個に対して1.6%であることから、一定の希薄化が生じることになります。しかしながら、当社といたしましては、本自己株式処分が、H O P E 社の株式取得（子会社化）による当社の企業価値及び株主価値の向上に繋がるものと考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合
東日本旅客鉄道(株)	渋谷区代々木二丁目 2番2号	3,704,800	25.87%	3,704,800	25.46%
(株)もしもしホットラ イン	渋谷区代々木二丁目 6番5号	726,000	5.07%	726,000	4.99%
セントラル警備保障 社員持株会	新宿区西新宿二丁目 4番1号新宿NSビル	658,042	4.60%	658,042	4.52%
セントラルセキュリ ティーリーグ持株会	新宿区西新宿二丁目 4番1号新宿NSビル	450,370	3.14%	450,370	3.10%
三井物産(株)	千代田区大手町一丁 目2番1号	445,335	3.11%	445,335	3.06%
住友商事(株)	中央区晴海一丁目8 番11号	362,900	2.53%	362,900	2.49%
(株)三井住友銀行	千代田区丸の内一丁 目1番2号	310,056	2.16%	310,056	2.13%
(株)みずほ銀行	千代田区丸の内一丁 目3番3号	303,015	2.12%	303,015	2.08%
日本トラスティ・ サービス信託銀行 (信託口)	中央区晴海一丁目8 番11号	295,500	2.06%	295,500	2.03%
竹花 長雅	長野県佐久市横根			230,000	1.58%
計		7,256,018	50.67%	7,486,018	51.45%

- (注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年8月31日現在の株主名簿を基準としております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年8月31日現在の総議決権数(143,190個で除した算出)しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年8月31日現在の総議決権数(143,190個)に、本自己株式処分により増加する議決権数(2,300個)を加えた数で除して算出しております。
4. 上記のほか、当社が保有している自己株式は割当後223,853株となります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第42期事業年度）及び四半期報告書（第43期第1四半期。以下、あわせて「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年9月25日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年9月25日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第42期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年9月25日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(1) 平成26年5月27日 関東財務局長に提出

提出理由

平成26年5月22日の当社第42回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年5月22日

(2) 決議事項の内容

議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金14円 総額201,269,250円

ロ 効力発生日

平成26年5月23日

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成（反対）割合 (%)
議案 剰余金処分の件	108,394	120	0	(注)	可決 97.87

(注) 出席した株主の議決権の過半数の賛成によっております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 最近の業績の概要

第43期第2四半期連結累計期間(自平成26年3月1日至平成26年8月31日)の業績の概要

第43期第2四半期連結累計期間(自平成26年3月1日至平成26年8月31日)における売上高の見込みは以下のとおりであります。なお、下記の数値については決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューも終了しておりません。

売上高以外の指標につきましては、現時点で算出することは困難であり、記載を行うとかえって投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため記載しておりません。

売上高：20,988百万円

4 自己株式の取得状況

取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

区分	株式数(株)		平成26年7月31日現在 価額の総額(円)
	取締役会(平成26年7月11日)での決議状況 (取得期間 平成26年7月14日~平成26年7月14日)	40,000	
報告月における取得自己株式(取得日)	7月14日	13,300	14,749,700
計	-	13,300	14,749,700
報告月末現在の累積取得自己株式	13,300		14,749,700
自己株式取得の進捗状況(%)	33.25		33.25

処理状況

該当事項はありません。

保有状況

報告月末日における保有状況	平成26年7月31日現在 株式数(株)	
	発行済株式総数	14,816,692
保有自己株式数	453,789	

(注) 1. 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式及び買増請求により売渡した自己株式の数を含めて計上しております。
 2. 保有自己株式数は約定ベースで計上しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第42期)	自 至	平成25年3月1日 平成26年2月28日	平成26年5月23日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第43期第1四半期)	自 至	平成26年3月1日 平成26年5月31日	平成26年7月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年5月22日

セントラル警備保障株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井	哲也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	努

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセントラル警備保障株式会社の平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラル警備保障株式会社及び連結子会社の平成26年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、セントラル警備保障株式会社の平成26年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、セントラル警備保障株式会社が平成26年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月22日

セントラル警備保障株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 哲也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 努

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセントラル警備保障株式会社の平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラル警備保障株式会社の平成26年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年7月8日

セントラル警備保障株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	國井	泰成
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	努

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセントラル警備保障株式会社の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年3月1日から平成26年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年3月1日から平成26年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セントラル警備保障株式会社及び連結子会社の平成26年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。